

第7 3期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

自：2018年4月1日
至：2019年3月31日

事業報告

- ・ 6 業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要
- ・ 7 株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 個別注記表

本内容は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://housefoods-group.com/ir/>）に掲載し、株主のみなさまに提供させていただくものです。

ハウス食品グループ本社株式会社

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、経営組織の活性化と迅速な意思決定を旨とする『スピード経営』に取り組むことにより、経営の有効性と効率性を高め、企業価値の最大化を追求しております。また、激変する経営環境に適正に対応すべく、企業の社会性と透明性の向上および説明責任の遂行に努め、コンプライアンスの徹底を図るために以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

なお当社は、2015年12月より㈱壱番屋をグループ化しております。同社は上場会社であり、当社は同社の内部統制システムを尊重した運用を行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制および当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は監査役制度採用会社として、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の職務の執行の監視・監督および監査を行っております。

取締役会は取締役10名（うち、社外取締役2名）で構成され、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、他の取締役およびグループ会社の業務執行を監視・監督しております。

監査役につきましては、監査役5名（うち、社外監査役3名）の体制をとっており、監査役によって構成される監査役会を設置しております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

<運用状況>

監査役は、取締役会へ出席し意見表明を行うほか、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士と連携を図り、取締役の職務執行の監査を行っております。常勤監査役は取締役会や経営会議をはじめとする社の重要な会議へ出席し、業務監査および財務報告に係る内部統制の担当部門である監査部に対し、監査状況・内部統制システム評価状況の確認および定期的な意見交換を実施しております。加えて、取締役や部署長に対し適宜ヒアリングを行うとともに、事業所、部署およびグループ会社への計画的な監査を実施しております。

会計監査人による会計監査につきましては、財務部が窓口となり監査を実施しております。

(3) 業務遂行における内部統制システムの基本的な考え方

当社グループは、業務遂行における内部統制システムをコーポレート・ガバナンス体制の充実と、企業理念・経営目標の実現・達成のための仕組みととらえ、体制の構築と的確で効果的な運用を通して、企業価値の向上と持続的な発展に繋げるべく取組を進めております。

(4) 業務執行・内部統制システムの体制および当該体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

適正な情報管理を進めるために「ハウス食品グループ情報管理規程」および関連する諸規則を整備しております。

当社および子会社の重要事実などの適時開示の判断につきましては、情報管理統括責任者である総務部担当取締役の指揮のもと、総務部が担当しております。

<運用状況>

取締役の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、経営会議議事録、認可申請書などの文書（電磁的記録を含む）を、法令・定款および社内規程に従い保存・管理しております。

取締役会や経営会議において決定される事項および、当社ならびに子会社において発生した内部情報につきましては、総務部を中心に関係部署が「ハウス食品グループ重要情報適時開示規程」に従い、情報の重要性・適時開示の可否を判断しております。株主や投資家のみなさまに対する積極的なIR活動や企業情報の適時開示を通じて、企業運営の透明性を高めております。

企業機密や個人情報などの管理に関しては、eラーニングなどにより継続して周知徹底に努めております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制としましては、「ハウス食品グループリスクマネジメント規程」を策定し、想定されるリスクを明確にして共有するとともに、各種リスクについて対応要領を整備しております。万一リスク顕在化の際には、関係部署の緊密な連携により、迅速かつ的確に対処していく体制を構築しております。さらにリスクマネジメントの強化を図るために、CSR部担当取締役を委員長とするグループCSR委員会を設置しております。

また、食品メーカーとして常に安全・安心な製品をお届けするよう、品質に関する基準や方針を適宜見直す体制としております。

<運用状況>

グループCSR委員会を開催し、想定されるリスクを定期的かつ横断的に分析・評価するとともに、対応策を策定し、その対応策の有効性をモニタリングおよびレビューするリスクマネジメントシステムを運用することにより、継続的な改善に努めております。

食の品質に関わる情報共有と課題検討の場としてグループ品質保証会議を開催し、品質保証体制の一層の強化を図っております。

なお、2019年3月期より、バリューチェーン全体を俯瞰した取組・方策や各事業会社の実状に即した取組・方策を議論し決定する、グループ品質保証責任者会議を設置しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、持株会社体制のもと、権限委譲に伴う各グループ会社の意思決定のスピードアップと活力ある組織運営に努めております。当社の取締役は、主要なグループ会社の代表取締役社長を兼務するほか、取

取締役の任期を1年とし、権限と責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できるようにしております。

「業務分掌規程」、「職務権限責任規程」をはじめとする社内諸規程、諸規則を整備し、取締役の決裁事項を適宜閲覧できるシステムを構築するなど、業務執行が効率的かつ適正に行われるよう体制を整備しております。併せて、お客様相談部や、当社ホームページでのお問い合わせ窓口を通して、お客さまなどの社外の声を企業運営に反映できる体制をとっております。

<運用状況>

取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催し、迅速で効率的な業務執行を行っております。お客様相談部に寄せられたお客さまの声は、業務執行取締役日に日報で報告されているほか、取締役会や経営会議において冒頭の報告議題としており、企業運営に反映しております。

④使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長直轄の監査部を設置し、社内諸規程の遵守状況や業務遂行の適正性などについて、監査を実施しております。

また、財務報告に係る内部統制の構築につきましては、監査部が主管し、事業所、部署の内部統制の構築および内部統制システムの運用状況の評価などを行っており、より信頼性の高い財務報告ができる体制を確保しております。

さらに、企業倫理が強く求められる時代背景にあって、「ハウス食品グループC S R方針」のもと、C S Rに関連する必要な方針、規程を定めるとともに、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目的に、グループC S R委員会を設置しております。また、コンプライアンス違反行動（反するおそれのあるものを含む）などを察知し、通報や相談を受け付けるヘルプラインを設置することなどを定めた「ハウス食品グループ相談・報告制度（コンプライアンス・ヘルプライン）運用細則」を整備しております。

併せて、企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度でのぞみ、一切の関係を遮断します。この基本的な考え方を「ハウス食品グループ行動指針」に明記しております。また、万一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれがある場合の対応要領を整備し、必要な情報が総務部に報告され、被害を防ぐ体制をとっております。

<運用状況>

監査部は、年間約20箇所の事業所、部署、グループ会社に対し、内部監査を計画的に実施しております。また、グループにおける重大リスクとこれまでの監査結果をもとに特定のテーマを選定し、グループ全社を横串で総点検するテーマ監査と、組織における統制の有効性を業務責任者（部署長）が自ら評価・改善を行うことを目的としたアンケート形式によるC S A（コントロール・セルフ・アセスメント）を、別途実施しております。監査結果は社長ならびに関係取締役日に報告し、改善すべき点があれば被監査部署へ改善計画を求め、期限を定めて改善状況の確認を行うなど、内部統制システムの向上に取り組んでおります。

C S R部担当取締役を委員長とするグループC S R委員会は、グループ各社のコンプライアンス意識の醸成に向けた改善活動の推進を目的として新たに設置したコンプライアンス推進委員会の活動状況の監督・指導を

行い、コンプライアンス体制の確立と、浸透、定着を図っております。

コンプライアンス・ヘルプラインは、総務部および外部機関が窓口となり、随時通報や相談を受付しております。

反社会的勢力を排除するために、平素から警察や弁護士、暴力追放運動推進センターなど専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

主要なグループ会社の代表取締役社長を兼務する当社取締役または関係会社担当取締役が、子会社の取締役等の職務の執行を監督しております。

2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ハウス食品グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメントシステムの運用を行っております。また、主要なグループ会社は、グループ品質保証会議に参加し、品質保証体制の一層の強化を図っております。

3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき適正な企業経営の推進支援を図るとともに、必要に応じて、当社の関係各部署が効率的な事業運営をサポートする体制をとっております。

4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「ハウス食品グループC S R方針」に基づいた、グループとして一貫性のあるコンプライアンス活動を行っております。また、監査部がグループ会社の内部監査、内部統制の構築および内部統制システムの運用状況の評価などを行っており、より信頼性の高い財務報告ができる体制を確保しております。

<運用状況>

取締役会で、主要なグループ会社の代表取締役社長を兼務する取締役および関係会社担当取締役から、グループ会社の業績報告が定期的に行われております。

グループ会社にC S R委員会を設置し、想定されるリスクを定期的かつ横断的に分析・評価するとともに、対応策を策定し、その対応策の有効性をモニタリングおよびレビューするリスクマネジメントシステムを運用しております。

監査部が、グループ会社の内部監査および財務報告に係る内部統制の構築や内部統制システムの運用状況の評価を、定期的に行っております。

⑥監査役の職務を補助する事務局の設置と当該スタッフの独立性および当該スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役事務局として総務部内に専任スタッフ1名と若干名の兼任スタッフを置いております。常勤監査役は専任スタッフの評価を独自に行い、総務部長に提出しております。総務部長は監査役の評価を尊重して専任スタッフを評価することで、監査役のスタッフに対する指示の実効性の確保を図っております。

<運用状況>

監査役スタッフは、監査役権限による直接の指示のもと、監査役会事務局業務や監査役監査に係る情報収集などを行っております。

⑦監査役への報告に関する体制

1)当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

常勤監査役は取締役会、経営会議などの重要な会議へ出席するほか、重要な決裁書類は全て閲覧・確認しております。また、監査に際して確認を要する事項につきましては、担当取締役、部署長に対し適宜ヒアリングを行うとともに、監査部による監査結果の報告会へ出席し、意見交換を行う体制をとっております。

2)子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

常勤監査役2名が、主要なグループ会社の非常勤監査役を兼務し、当該グループ会社の取締役会その他の会議に出席しております。また、常勤監査役はグループ会社を定期的に監査し、グループ会社の社長、取締役等に対し、適宜ヒアリングを行っております。

<運用状況>

取締役会は原則月1回、経営会議は原則月2回開催され、重要な経営課題が報告されております。

⑧監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「ハウス食品グループ相談・報告制度（コンプライアンス・ヘルプライン）運用細則」において、内部通報をした者が不利益な扱いを受けないことを定めております。

<運用状況>

上記の運用細則における考え方を準用し、監査役に報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けることはない運用としております。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役職務の通常執行について生ずる費用について、監査計画に応じた予算を設定したうえで、費用の処理を行う体制としております。

<運用状況>

監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払っております。

⑩その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記⑥～⑨に記載のとおりです。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが長年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のための相当措置を講じることを、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(2) 基本方針実現のための取組

①当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

1)中期計画の概要

当社グループでは、3年ごとに中期計画を策定し、事業の方向性を明確にしたうえで、具体的行動計画の策定と実践に取り組んでおります。2018年4月からスタートした第六次中期計画では、「[食で健康]クオリティ企業への変革」をハウス食品グループのめざす姿と位置づけ、事業面だけではなく、グループ理念のベースとなる (a)お客さまに対して (b)社員とその家族に対して (c)社会に対して の「3つの責任」の全てにおいて、次のとおりクオリティ企業への変革を進めるための取組を推進しております。

(a)お客さまに対する取組

事業を通じて、「食で健康」をお客さまにお届けすることを責任としております。「国内成熟市場におけるイノベーションの創出」と「海外成長市場における事業展開の加速」の2つをテーマに、バリューチェーン革新とR&D変革に取り組み、自ら新しい価値を創出する力を強化してまいります。

第六次中期計画における、各事業セグメントおよび新規事業の主なテーマは次のとおりです。

事業セグメント	主なテーマ
香辛・調味加工食品事業	◇収益構造モデルの変革 ～ルウ事業集中からの脱却～ ・食の外部化対応：レトルトカレーの収益力向上、温度帯の提案力強化 ・グループ横断取組「GOT」（スパイス調達変革、生産最適化、スパイスBtoB体制構築）の推進によるコスト競争力強化、新価値創出の実現とスパイスBtoB事業の基盤確立
健康食品事業	◇経営資源の選択と集中による構造改革と強みを活かした健康戦略素材の事業化 ・既存事業の収益力強化：損益構造改善・事業戦略の再構築 ・五次中計で取り組んだR&Dテーマ（健康戦略素材）の確実な事業化

海外食品事業	◇「成長加速化」と「収益確保」の両輪を推進し、グループを牽引 ・米国：豆腐生産供給体制の拡充と大豆新事業創出 ・中国：生産能力増強によるカレー事業拡大と事業インフラ構築 ・アセアン：機能性飲料拡大、日式カレーの需要創造
外食事業	◇成長軌道に向けた経営基盤強化 ・国内事業の収益維持：外食としての魅力向上と収益基盤の再構築 ・海外事業の拡大：成長ドライバーとしての飛躍（300店舗体制へ）
その他食品関連事業	◇物流事業：F－L－I－N－E 推進により、業界共通インフラを構築し、持続可能な物流体制を構築 ◇総菜事業：サラダ・総菜事業を中心とした収益力向上 ◇商社機能：独自能力を磨くことで収益基盤を強化
新規事業	◇暗黙知の集積から形式知の獲得へ ・「涙の出ないタマネギ」、「乳酸菌」の事業化 ・CVCとの連携推進

(b)社員とその家族に対する取組

多様性を受け入れ、活かし、育み、個性を活かした活躍ができるステージの創出に取り組むことを責任としております。「働き方変革の実行」と「多彩な人材の獲得と活躍できる場づくり」の2つの取組を進め、ダイバーシティの実現をめざしてまいります。

(c)社会に対する取組

食事業を通じて人と地球の健康に貢献し、持続可能な社会を実現することを責任としております。

当社グループでは、CSRを「笑顔とつながりをつくり、未来へとつなげる」＝“Creating Smiles & Relationships” ととらえ、CSR活動を通じて「循環型モデルの構築」と「健康長寿社会の実現」をめざしてまいります。

2)事業投資計画

第六次中期計画の期間中に、収益基盤強化のためのグループ最適生産体制の投資に300億円、グループ成長牽引のための海外成長投資に100億円、その他の新規事業投資に200億円の、計600億円の事業投資を計画しております。

3)コーポレート・ガバナンス

当社グループは、内部統制システムを、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業理念・経営目標の実現・達成のための仕組みととらえ、企業価値のさらなる向上と持続的な発展をめざし、グループ経営の視点でリスクマネジメント、コンプライアンスを含めたガバナンス体制の構築と運用の強化を図っております。会社機関におきましては、社外取締役を2名体制とし、経営戦略機関に対する監督機能の強化に注力しております。また、社外監査役3名を含む5名の監査役体制で、取締役の職務執行の監査を行っており、常勤監査役2名は、主要なグループ会社の非常勤監査役を兼務することにより、グループにおける監査役監査の実効性の確保に努めております。また、独立社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を独立役員で構成する

報酬等諮問委員会を設置し、取締役および監査役の報酬決定の手続きに、客観性と透明性を確保しております。

内部統制システムがグループとして有効に機能するよう、今後も継続的な改善に取り組んでまいります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、2007年2月9日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定し、同年6月27日開催の当社第61期定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただきました。

その後、2010年6月25日開催の当社第64期定時株主総会および2013年6月26日開催の当社第67期定時株主総会において、一部所要の変更を行ったうえで買収防衛策を継続することをご承認いただいております。その後、有効期間満了にあたり、2016年6月28日開催の当社第70期定時株主総会において、基本的内容を維持したまま、継続することについてご承認いただきました（以下、当社第70期定時株主総会においてご承認いただいた買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランでは、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為が行われる場合に、大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、〔1〕事前に大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、〔2〕大量取得行為についての情報収集および検討等を行う時間を確保したうえで、〔3〕株主のみなさまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、および大量取得者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量取得者が、本プランの手続きを遵守しない場合や、大量取得者によって提供された情報から、その大量取得行為により当社グループの企業価値または株主共同の利益が害されるおそれがあると認められ、新株予約権の無償割当てなどの対抗措置を発動することが相当であると独立委員会が判断した場合には、独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会からこのような勧告がなされ、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、その時点における当社以外の全ての株主のみなさまに対して、その保有する株式1株に対し1個の新株予約権を、無償で割り当てます。この新株予約権には、大量取得者による行使は認められないという行使条件と、当社が大量取得者以外の者から当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得することができるという内容の取得条項を付すことがあり得るとされており、また、時価より格段に安い価格で行使することが可能とされています。

大量取得者以外の株主のみなさまがこの新株予約権を行使し、行使価額の払込みをすれば、新株予約権1個当たり当社株式1株を受け取ることとなり、その一方、大量取得者はこれを行使用することができない結果、大量取得者が保有する当社株式は希釈化されることになります。

また、当社は、大量取得者以外の株主のみなさまからこの新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあり、この場合には、大量取得者以外の株主のみなさまは行使価額の払込みをすることなく、当社普通株式を受け取ることになります。

一方、独立委員会は、対抗措置を発動させることが当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・

向上に望ましいか否かの判断が困難である場合には、株主総会において対抗措置の発動の要否や内容の意思確認を行うよう、当社取締役会に対して勧告し、また、大量取得者が対抗措置の発動要件に該当しない、もしくは対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、対抗措置を発動しないよう、当社取締役会に対して勧告します。

さらに独立委員会は、対抗措置の発動の是非について判断に至らない場合には、原則30日間を限度として評価期間を延長することもあります。

これらの独立委員会の勧告や決定は、適切に株主のみなさまに情報開示されるとともに、当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期間は、当社第70期定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までの約3年間となっております。

（３）具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社グループの中期計画は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本プランは、前記（２）に記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社取締役会としては、いずれも当社の基本方針に沿うものであると判断しております。

（ご参考）

本プランの有効期間は、2019年6月25日開催予定の当社第73期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされておりますが、当社は、当社定款第44条第2項の規定に基づき、2019年5月13日開催の当社取締役会の決議により、本プランを継続せず、本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

連 結 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社……………36社（ハウス食品(株)、ハウスウェルネスフーズ(株)、(株)壺番屋、(株)ギャバン、マロニー(株)、サンハウス食品(株)、サンサプライ(株)、ハウスあいファクトリー(株)、朝岡スパイス(株)、(株)ヴォークス・トレーディング、(株)デリカシェフ、ハウス物流サービス(株)、(株)ハウス食品分析テクノサービス、ハウスビジネスパートナーズ(株)、ハウスフーズホールディングU S A 社、ハウスフーズアメリカ社、エルブリトームキシカンフードプロダクト社、イチバンヤU S A 社、ハウス食品(中国) 投資社、上海ハウス食品社、大連ハウス食品社、浙江ハウス食品社、壺番屋レストラン管理(中国) 社、ハウスレストラン管理(北京) 社、ハウスフーズベトナム社、ハウスオソサファフーズ社、ティムフード社、ハウス&ヴォークスインドネシア社、ジャワアグリテック社、台湾ハウス食品社、台湾壺番屋社、韓国カレーハウス社、壺番屋国際香港社、壺番屋香港社、ギャバンスパイスマニユファクチャリング社、イチバンヤU K 社)

ハウスレストラン管理(広州) 社については、清算が完了したことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社……………4社（イチバンヤミッドウエストアジア社、ヴォークス・トレーディングタイ社、サンヨー缶詰(株)、F E L I N E (株)

- (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等
記載すべき主要な非連結子会社および関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

②たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、一部子会社については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内子会社は、主として建物および構築物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物を除く）については定額法、建物および構築物以外については定率法、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～50年

機械装置及び運搬具 主として10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 主として42年

ソフトウェア 見込利用可能期間（5年）

契約関連無形資産 30年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

④株主優待引当金

グループ会社の株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当連結会計年度末における将来の株主優待利用見込額を計上しております。

⑤債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

⑥役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、役員退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)壺番屋の決算日は2月末日であり、その決算日現在の財務諸表をもって連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をすることとしております。

また、(株)ヴォークス・トレーディング、ハウスフーズホールディングUSA社、ハウスフーズアメリカ社、エルブリトメキシカンフードプロダクト社、イチバンヤUSA社、ハウス食品（中国）投資社、上海ハウス食品社、大連ハウス食品社、浙江ハウス食品社、壺番屋レストラン管理（中国）社、ハウスレストラン管理（北京）社、ハウスフーズベトナム社、ハウスオソサファフーズ社、ティムフード社、ハウス&ヴォークスインドネシア社、ジャワアグリテック社、台湾ハウス食品社、台湾壺番屋社、韓国カレーハウス社、壺番屋国際香港社、壺番屋香港社、イチバンヤUK社の決算日は12月末日であり、その決算日現在の財務諸表をもって連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をすることとしております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度において、マロニー(株)は、決算日を3月末日に変更し、連結決算日と同一となっており、当連結会計年度における会計期間は14カ月となっております。当該変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

②退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）にて、定額法により発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）により、主として定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建債務、外貨建予定取引および外貨建定期預金

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引関係に関する内部規程に基づき、外貨建取引のうち、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っており、リスクヘッジを目的としないデリバティブ取引は行わない方針です。

d. ヘッジ有効性評価の方法

デリバティブ取引関係に関する内部規程に基づき、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(在外子会社等の収益および費用の本邦通貨への換算方法の変更)

在外子会社等の収益および費用は、従来、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当社グループは海外売上高の拡大・グローバル展開を推進しており、在外子会社等における海外売上高の重要性が今後さらに増加することが見込まれるため、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社等の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、在外子会社等の収益および費用を期中平均相場により円貨に換算する方法が合理的であると判断したためであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

当該会計基準を遡って適用した場合、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が2,672百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が1,533百万円増加します。また、「流動負債」の「その他」が43百万円減少し、「固定負債」の「繰延税金負債」が1,096百万円減少します。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺するため、変更前と比べて総資産が1,139百万円減少します。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及び担保対応債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

投資有価証券(注)	548百万円
土地	487百万円
機械装置及び運搬具	270百万円
建物及び構築物	149百万円
定期預金	15百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

長期借入金	136百万円
(うち、1年内返済予定の長期借入金)	(37百万円)
短期借入金	193百万円

(注) 関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際の担保として供託しているものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 143,398百万円

3. 保証債務

(株)壱番屋加盟店(金融機関からの借入)	282百万円
ヴォークス・クアラルンプール社(為替予約)	19百万円
(株)妙高ガーデン(金銭債務)	7百万円

Ⅶ. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失（579百万円）を計上しております。
当社グループでは、減損の兆候を判定するにあたって遊休資産においては個別物件単位によって、事業資産においては管理会計上の事業区分に基づく製品グループ、外食事業における店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、また、本社などの事業資産は共用資産としてグルーピングしております。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
(株)売番屋 レストラン (注)1,2	店舗	建物等	522
売番屋香港社 中国香港レストラン(注)1,2	店舗	建物等	43
ハウスフーズアメリカ社 米国レストラン(注)2,3	店舗	建物等	15

- (注) 1. 回収可能価額を正味売却価額により算定している場合には主として路線評価額によっており、使用価値により算定している場合には、将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。
2. 地域別の内訳は、日本65店舗、中国香港2店舗、米国1店舗です。
3. 収益性が低下した事業資産および遊休資産を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算はしておりません。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	102,759	－	2,008	100,751

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,055	20	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月1日 取締役会	普通株式	2,261	22	2018年9月30日	2018年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月25日開催の第73期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 2,217百万円

②1株当たり配当額 22円

③基準日 2019年3月31日

④効力発生日 2019年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入や社債発行で調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は、内部規程に基づき、外貨建取引のうち、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で行っており、リスクヘッジを目的としないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金は、連結子会社ハウス物流サービス㈱の物流倉庫開設に伴い、賃借先に支払った建設協力金であり、賃借先の返済不能のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、運転資金および設備投資資金の調達を目的としたものであり、金利は固定であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で19年後であります。長期未払金は、主に当社の役員に対する退職慰労金であります。長期預り保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく預り保証金やフランチャイズ加盟契約に基づき加盟企業から預っている取引保証金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

営業債権は、販売及び与信に関わる管理規程に従い、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングするなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券について、資金運用に関して定めた規程に従い、預金による運用は信用力の高い金融機関との取引を対象とし、債券による運用は格付の高い銘柄のみを対象としております。長期貸付金は、賃借先の返済能力を鑑み返済金額を決定しているため、契約不履行のリスクは僅少であります。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との当座借越契約や、キャッシュ・マネジメント・システムを通して、国内グループ会社全体の資金管理を行うほか、機動的なグループ内融資や外部調達などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	62,484	62,484	－
(2) 受取手形及び売掛金	48,601	48,601	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	20,637	20,595	△42
其他有価証券	50,169	50,169	－
(4) 長期貸付金	329	378	49
(5) 長期預金	1,000	1,000	0
(6) 支払手形及び買掛金	(21,178)	(21,178)	－
(7) 電子記録債務	(1,562)	(1,562)	－
(8) 短期借入金	(3,749)	(3,749)	－
(9) 1年内償還予定の社債	(26)	(26)	－
(10) 未払金	(16,657)	(16,657)	－
(11) リース債務	(3,354)	(3,326)	△28
(12) 社債	(26)	(26)	△0
(13) 長期借入金	(392)	(390)	△2
(14) 長期末払金	(219)	(220)	0
(15) 長期預り保証金	(3,942)	(3,928)	△14
(16) デリバティブ取引	6	6	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間で区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

長期預金の時価の算定は、約定単位ごとに、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の約定を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金、(9) 1年内償還予定の社債、並びに(10) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (11) リース債務

リース債務の時価の算定は、一定の期間で区分した債務を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額と時価の差額の主なものは、連結貸借対照表計上額に含まれる利息相当額であります。

- (12) 社債、並びに(13) 長期借入金

時価の算定は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (14) 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

- (15) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価の算定は、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- (16) デリバティブ取引

振当処理による為替予約については、ヘッジ対象としている預金と一体として取扱い、その時価は、当該預金の時価に含めて記載しております。また、外貨建の予定取引の為替リスクヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,748

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

営業取引先・加盟店に係る長期預り保証金1,835百万円については、営業取引先・加盟店の営業継続期間の見積もりが実質的に困難であり時価が把握できないため「長期預り保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	62,484	—	—	—
受取手形及び売掛金	48,601	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	6,549	14,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	533	—	4,000	—
長期貸付金	—	75	100	153
長期預金	—	—	1,000	—
合 計	118,167	14,075	5,100	153

(注4) リース債務、社債、長期借入金及び長期預り保証金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	584	487	423	345	304	1,210
社債	26	26	—	—	—	—
長期借入金	—	95	30	26	10	230
長期預り保証金	—	666	527	238	212	2,300
合 計	610	1,274	980	609	526	3,741

X. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,454円34銭
- 1株当たり当期純利益 134円32銭

ⅩⅡ. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収分割による事業分離)

当社の子会社であるハウス物流サービス(株)は、2018年10月31日開催の臨時株主総会において貨物運送事業(一部を除く)を、味の素物流(株)へ承継させるため、会社分割を実施する決議をいたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

味の素物流(株)

(2) 分離した事業の内容

貨物運送業その他

(3) 事業分離を行った主な理由

食品物流の諸課題に対応し、効率的で安定的な物流体制の実現を目的として「味の素物流(株)を存続会社とした、カゴメ物流サービス(株)、現F－L I N E (株)、九州F－L I N E (株)の2019年4月1日時点の全事業を統合した会社(統合後、商号を味の素物流(株)から「F－L I N E (株)」に変更)」にハウス物流サービス(株)の事業(一部を除く)を会社分割することにいたしました。

(4) 事業分離日

2019年4月1日

(5) 法的形式を含む取引の概要

ハウス物流サービス(株)を分割会社とし、味の素物流(株)を承継会社とする吸収分割

2. 実施した会計処理の内容

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、処理をする予定であります。なお、持分変動差額については、現時点では確定しておりません。

3. 分離した事業が含まれている報告セグメントの名称

その他食品関連事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	10,347百万円
営業利益	465百万円

Ⅷ. その他の注記

1. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	5,354百万円
固定資産減損損失	1,272百万円
繰越欠損金	1,105百万円
子会社の時価評価による評価差額	908百万円
未払販売手数料等	907百万円
未払賞与	845百万円
退職給付に係る負債	556百万円
未払事業税	279百万円
子会社投資に係る一時差異	131百万円
たな卸資産評価損	98百万円
長期未払金	75百万円
その他	1,347百万円
小計	12,876百万円
評価性引当額	△8,356百万円
(繰延税金資産の合計)	4,521百万円

繰延税金負債

企業結合により識別された無形資産	△15,374百万円
その他有価証券評価差額金	△9,439百万円
退職給付に係る資産	△1,500百万円
子会社の時価評価による評価差額	△506百万円
固定資産圧縮積立金	△214百万円
その他	△114百万円
(繰延税金負債の合計)	△27,145百万円

繰延税金資産（負債）の純額	△22,624百万円
---------------	------------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.24%
住民税均等割	0.77%
試験研究費等税額控除	△1.99%
評価性引当額の増減	△1.27%
のれん償却額	4.70%
連結調整項目	△1.95%
その他	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.43%</u>

個 別 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社および関連会社株式 ……総平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……総平均法による原価法

(2) たな卸資産

①貯蔵品 ……先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物および構築物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物を除く）は定額法、建物および構築物以外については定率法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産

定額法

但し、ソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建定期預金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引関係に関する内部規程に基づき、外貨建取引のうち、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っており、リスクヘッジを目的としないデリバティブ取引は行わない方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の通貨が同一であり、金額と期日についてほぼ同一であることを確認し、ヘッジ手段が余すことなくヘッジ対象の決済に利用されていることを確認しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

(『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」の適用に伴う変更)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,616百万円 |
| 2. 関係会社に対する債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 6,649百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,773百万円 |
| 短期金銭債務 | 23,205百万円 |
| 3. 圧縮記帳 | |
| 固定資産圧縮積立金は租税特別措置法に基づいて計上したものです。 | |

VII. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 営業取引高 | 営業収益 | 20,365百万円 |
| | その他の営業取引高 | 1,234百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 304百万円 |

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類及び株式数

(单位:千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7	2,001	2,008	0

(変動事由の概要)

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 2,000千株

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少 2,008千株

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	5,268百万円
関係会社出資金評価損	252百万円
未払事業税	73百万円
長期未払金	35百万円
未払賞与	1百万円
その他	250百万円
小計	5,880百万円
評価性引当額	△5,692百万円
(繰延税金資産の合計)	188百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,243百万円
固定資産圧縮積立金	△214百万円
その他	△284百万円
(繰延税金負債の合計)	△9,741百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△9,553百万円

X. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有又は 被所有割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ハウス食品(株)	大阪府 東大阪市	2,000	カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売	直接 100.00	兼任2人	グループ経営管理等	グループ運営収入等	6,511	未収入金	619
								業務受託収入等	612	－	－
								経費の立替	－	立替金	1,635
								借入金に対する利息の支払	1	短期借入金	9,740
	ハウスウェルネスフーズ(株)	兵庫県 伊丹市	100	健康食品、飲料などの製造・販売	直接 100.00	兼任2人	グループ経営管理等	グループ運営収入等	1,545	未収入金	132
								借入金に対する利息の支払	0	短期借入金	4,074
	(株)ギャバン	東京都 中央区	100	香辛料の輸入・製造販売および輸入食品販売	直接 100.00	なし	グループ経営管理等	借入金に対する利息の支払	0	短期借入金	1,600
	サンハウス食品(株)	愛知県 江南市	100	レトルト食品などの製造	間接 100.00	なし	グループ経営管理等	借入金に対する利息の支払	0	短期借入金	3,032
	(株)ヴォークス・トレーディング	東京都 中央区	500	農産物、食品などの輸出入・販売	直接 77.13	兼任1人	資金の援助等	貸付金に対する利息の受取	3	短期貸付金	3,000
	(株)デリカシェフ	埼玉県 久喜市	60	総菜、焼成パン、デザートなどの製造・販売	直接 100.00	なし	資金の援助等	貸付金に対する利息の受取	27	短期貸付金 長期貸付金	290 1,440
	ハウス物流サービス(株)	大阪府 東大阪市	80	運送業および倉庫業	直接 100.00	なし	グループ経営管理等	借入金に対する利息の支払	0	短期借入金	3,129
	ハウスビジネスパートナーズ(株)	大阪府 東大阪市	10	保険代理店業および人事、経理、情報システム、総務業務の受託	直接 100.00	兼任1人	事務業務の委託等	事務業務の委託等	680	－	－

(注1) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針等

上記関係会社との取引については、市場価格等を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 国内子会社との間で資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとにと取引金額を集計することは実務上困難であるため、借入金の残高のみを表示しております。なお、金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注4) グループ運営収入については、契約条件により決定しております。

(注5) 経費の立替に関しては、外部の取引業者への立替払いであり、親子間の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

Ⅹ. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	1,751円89銭
2. 1 株当たり当期純利益	122円64銭